

IV-4 路上喫煙等対策事業

【議事内容】

(司会)

それでは、路上喫煙等対策事業について審査をはじめさせていただきます。まず、はじめに、事務局から当事業についての課題・論点の提示をお願いします。

(事務局)

路上喫煙対策事業につきましては、これまでの効果検証を踏まえ、市民協働も含めた今後の効果的・効率的な啓発活動のあり方等について、を主な論点として、ご議論・審査をしていただきたいと考えております。

(司会)

それでは、15分で事業の説明をお願いします。

<所管課からの事業説明>

<質疑>

(司会)

そうしましたら、この事業の中身につきまして、検討委員と市職員の方との意見交換を行っていただきます。

ただ、御質問あるいは御意見のある検討委員の方がございましたら。

(山口委員)

178ページのコスト状況のところちょっと御質問があるんですが。事業費の内訳として、予算案として報酬、旅費が1,638万円、需用費、役務費等が772万円、委託料が475万円ということになっておりますね。先ほどの御説明では、人件費(b)1,087万円というのは、その下の正規職員従事者数とそれから再任用短時間職員従事者数の人工をかけたものだ。ですから、人件費とは堺市の職員の人件費だというふうにお伺いしたと思うんですが、そうしますと上の報酬、旅費、需用費、役務費等、委託料というのはどこに払う、どういうお金なのかという点をちょっと言っていただけませんか。

(所管課)

巡視員さんですが、採用の仕方で2種類ございまして、市のOBの方、退職されて再任用という形で従事しているんですけども、これは再任用職員さんと言っておりますが、これがコスト状況、人件費(b)のところの再任用短時間職員従事者というところに出ております。それと、再雇用という、もうひとつございまして。市職員で再任用3年経過後に再度採用すると再雇用という形になります。また、市の職員以外で他の公務員さんを採用したときに再雇用職員という形になっております。

当市の場合、巡視員は、平成22年度は再任用職員が2人、再雇用職員が2人という形でした。平成23年度は再雇用職員が4人、再任用職員が2人でしたが、1人が途中で退職したので、再任用は年度途中で補充できませんので、再雇用職員ということで、年度途中から再任用職員1人と再雇用職員5人となっております。

平成24年度につきましては、そのまま再任用職員1人と再雇用職員5人が引き続き巡視活動に従事していただいているということでございます。そのことから、人件費について報酬、旅費のところと下段の人件費というところに分かれているということになります。

以上でございます。

(山口委員)

178ページの表を見ますと、再雇用職員従事者数というのはゼロですよ、24年は。それで、再雇用職員従事者数の段は空欄ですからゼロになるのかなど。だから、今おっしゃられた5人とか人数とここに書いてある人数がよく合わないんですが、もう一回ここに書いてある正規職員従事者数(常勤再任用職員含む)、これが0.9となっておりますね、平成24年度予算で。それから再任用短時間職員従事者数、これが1.0ということになって、これ人工としては、1.9しかないんですが、5人とか2人とおっしゃっておられるわけで、どういう計算になるのかちょっと言っていただけませんか。

(所管課)

すいません、表のつくり方にもよるんですけども、この表の様式を私どもがつくったわけではないのですが、再雇用職員の人件費というのは上の事業費の報酬、旅費のところに入れるという形になっています。人件費の欄につきましては、再任用職員さんというところに入れるという形になっているので、ちょっとわかりにくくなっています。

(山口委員)

それはちょっとどころか全くわからないと思うんですが。私どもとしたら理解不能です。これ、人件費で職員の人件費として挙げてあるのが全然違うというのであれば、これを判断しようがないんですけどね。いわゆる職員としての人件費が一体幾らなのかというのをちょっと今正確に出していただだけませんか。そうでないと、ちょっとこれ判断しがたいです。

(所管課)

非常にわかりにくくて申しわけございません。報酬、旅費のところの欄と人件費のところの(b)のところでございますけれども、まず(b)のところなんですが、正規職員従事者数というのが巡視員は正規職員というよりもOBの再任用、再雇用ということで非常勤職員になってございますので、再任用職員の23年度に1.25、24年度予算で1.0というのは巡視員の中の人数でございます。

巡視員の内訳としましては、24年度予算では再任用の巡視員が1名、上の報酬、旅費で給与を払われる再雇用の巡視員は5名、計6名となっております。したがって、上の報酬、旅費のところの主なところは再雇用の巡視員5名の報酬及び通勤費に相当する費用弁償等の旅費等の費用が5人分として主に報酬、旅費に計上されてございまして、下の23年度の1.25と1.0というのは再任用として採用された巡視員の給与に相当する部分がシートの構成上、再任用については職員数の内訳ということで人数かける、決められた単価を計上してございます。

(司会)

わかる方とわからない方がおられると思うんで、ちょっとここに書いてください。議論はまた別途続けたいと思います。

(所管課)

申しわけございません。失礼します。

(司会)

山口委員、ほかに何かございますか。

(山口委員)

そうすると、本件の事業に従事しているのは、再任用の方1名と再雇用の方5名、市役所のOBの方6名のみということで考えていいですか。

(所管課)

はい。

(山口委員)

正規職員は多分、本件事業で市の中にいろいろ割り振りしたり、そういうふうなことで関わっている人が0.9人工いるところということ。

(所管課)

そのとおりでございます。

(山口委員)

その0.9人工かかる人の人件費も、1,087万の中に入っている、こういうふうに理解していいのですか。

(所管課)

そうですね。

正規職員ですけども、業務としていろいろな内容のものが増えてきているので、その業務の時間がどれくらい、時間というのは携わる時間、携わっている度合いがどれくらいあるかということを数値化して、それを正規職員の基本給与に0.9をかけて出したという形になっていま

す。

(山口委員)

そうすると、正規職員従事者数を0.9かけて、人件費を出すときも1人当たりの年間人件費が幾らと計算されておられますか。

(所管課)

正規職員の年間人件費はいろいろな保険等を含めとか、そういうのも入ってるのですが、それを一律830万という形で算定するようになっております。

(山口委員)

830万ですね。それから今言いました上の報酬、旅費はわかりましたが、需用費、役務費772万8,000円、これはどういうものですか。

(所管課)

需用費というのは、まず1つは巡視員さんの制服とかです。それから、先ほどありました路面シートですけれども貼付してから丸2年たっておりますので、その張りかえの分とか、それから啓発用のティッシュですね。それから、次に役務費ですけれども、これは広報するためのバスの車内づくり、車内アナウンス、それから来訪者と市外から来られる方のために禁止区域とわかるように駅頭に案内看板を駅構内で掲出している、その広告料でございます。主にそんなものでございます。

(山口委員)

委託料475万2,000円、これは何ですか。

(所管課)

委託料は年度末に路上喫煙の効果について検証するために委託するための発注用の予算と、それと大小路に、先ほど申し上げました、街路灯に禁止区域ですよというバナーをつり出すための取り付け取り外しの費用でございます。

(山口委員)

年度末に調査を委託するというのは、どこにどんな形で調査を委託して、その結果というのはどうなっているのですか。この資料の中には入っていませんが。

(所管課)

調査の委託ですが、年末から年明けにかけて業者を選定し、大体10者前後ですけれども入札を行います。入札を行って業者を決定し、調査する内容について依頼しております。この資料についてないということですが、資料の中はデータを抜粋して入れております。183ページの資料2のところの堺東駅前の定点調査でありますけれども、過料徴収実施後の喫煙率と184ページ、平成23年度の①、②のところを抜粋してデータをお示ししております。以上でございます。

(山口委員)

まず、委託費の中で調査委託料というんですが、平成24年1月16日から1月20日までの調査が出ていますね。それと路上喫煙者が4日間で男89、女16と、0.35%、トータルで0.2%になったと、こういう話ですね。じゃあそれ以上にさらに調査する必要があるのか。すなわち、0.2%までいって非常に減ってきたのだから、あとは路上監視員の監視を続ければ、特に増えたということがない限りは調査が不必要なんじゃないかと思いますが、それはいかがですか。

(所管課)

路上喫煙者数の推移、それから年度別路上喫煙等指導件数、この2つの巡視活動による結果を掲載しておりますが、183ページの3の年度別路上喫煙等指導件数というのは、全区域を指導員が巡回しながら回っているということでありまして、巡視員が回っている間に巡視員がいないところでは、ひょっとしたら喫煙していると、実際に喫煙していることもあるとは思いますが、そういった中で全市域を回っている中で指導した件数です。ですから、巡視員がいなければ喫煙しているということもあります。

2の路上喫煙者数の推移というのは定点で朝から夕方までおりまして、そこでじっと座って歩

行者と喫煙者をカウントしています。どちらも巡視効果を検証するための指標となると思っており、委託に出している中には、今回、この中に載せておりませんが、禁止区域内以外に堺市の数カ所の駅でもどれくらいの路上喫煙者数があるか、それから市民アンケートを出してどんな意識があるのか、路上喫煙に対する意識、禁止区域を設けることについての意見、禁止区域内で過料を取ることにしていることについての意見、そういうこともあわせて行っております。そうすることによって、年々市民の方の意識がどういうふうに変ってきているかというのも一つ参考にしながら、巡視活動というか路上喫煙等対策事業というのを進めていきたいと考えております。以上でございます。

(山口委員)

184ページに、路上喫煙者に対する罰則を含む規制の賛否というふうな調査結果と、それから路上喫煙者に対する対策という複数回答で出ていますね。これは1,500世帯にアンケートを送付し、回収率は約35%、平成23年ということで、平成23年度、1,500世帯にアンケートを送付し、回収率35%でこういう結果が出ました。それから、183ページでは、これは平成17年度のアンケート調査の結果が出ていますが、こういう結果が出ています。それから、定点観測でやったときに平成22年は年2回やっておられますが、24年は多分年1回なのかよくわかりませんが、そういうふうなことで毎年毎年同じ調査をして、例えば路上喫煙者に対する対策(複数回答)で非喫煙者から来たら賛成の347人が350数人になりまして0.3%ふえましたというふうなことを、毎年やる意味がどこまであるのか。ですから、やるのだったら5年に1回とかそういうことでいいので、私はこの調査自体は路上喫煙者が大変多いのだったら別だけでも、定点観測をして、4日間定点観測をして男が2万5,000で女が2万5,000、5万人定点観測をしてたばこ吸っていた人が100人というのですから、これ以上続けてやっても余り意味がないのではないかというふうに思いますので、委託調査費、しかもこれは平成23年度の176万が475万にふえているわけですよね。これは要らんのじゃないかというふうに思いますが、いかがですか。

(所管課)

まず、定点観測、路上喫煙者数の推移のところの堺東駅前広場(定点調査)でございますが、平成22年が2回ということですが、これは年度でございいただければと思います。ですから、平成22年1月は平成21年度ということでございます、平成22年は、これは22年度で、平成24年の1月は平成23年度ということでございます。それと、これを比較のために21年度、22年度、23年度と推移をございいただくために挙げておりますが、業者委託しておりますのは、平成21年度の平成22年1月4日から1月8日分、それと平成24年の1月16日から1月20日の平成23年度の2年度分でございます。真ん中の平成22年1月8日から11月12日につきましては、職員で委託したときと同条件で行っております。これによってどれくらい減っているかということで巡視区域、禁止区域は広範囲にわたっているわけですが、どこをどう重点的に巡視していくか、ということも考えさせていただいております。それから、先ほど委託料の件で170万が470万ということでございますが、もともとこれの委託料の予算を積算する、委託という予算を要求するときに、算出根拠というものがありまして、その数値で要求しております。ですから、平成23年度につきましては、要求は約4~500万、予算の査定は200万でしたが、全体積算は4~500万の積算が出ております。それにつきましては事業部内の委託料を、予算執行のときに借りて執行しているということでございます。平成24年度につきましては、450万を要求したものがそのまま査定されたということで、23年度が安いというのは入札の結果、それだけ落札したということでございます。

(司会)

ちょっと細かい話に入り過ぎていて、ここで審査員の方に御判断いただくにはもう少し大きいレベルの判断になると思いますので、山口委員の方でもう少し質問して。今おっしゃったのは委託費、毎年歩行調査という形で、アンケート調査もある中でこういう5万人を対象にした委託費の調査という、そこまでやらなくてもいいんじゃないかと、そういう趣旨でございますね。それ以外にここで、今ちょっと途中書きかけですがこういうことであるということ、ほかを見ていただいたらわかると思うんですが、人件費の内訳で正規職員と、巡視員の方がどういう任用形態かということと正規職員の方。ちょっと資料に不備がありましたが、概ねちょっと読みかえればわかる話かと思うのですけど。ここで特に聞いておきたいという点がありました

らお願いしたいのですけど。

(山口委員)

巡視員の方が全部OBだということなのですが、これは例えば公募してもう少し安い値段でやっていただくとかということはできないのかという。どうしてOBの方にやってもらうんですかという理由なのですが。

(所管課)

巡視員ですが、今、路上喫煙等の巡視活動、過料徴収ということをしております。過料徴収につきましては、地方自治法の施行令というのがありまして、その中で私人に徴収または収納の事務を委託することは、失礼しました、委任し、または私人に行わせてはならないとなっており、その中に例外規定としまして、こういう項目、こういう項目、こういう項目については、委託しても構いませんとなっています。

ただ、過料の徴収ということについては例外規定の中に含まれてないということで、公務員が行うということになっております。再任用職員と再雇用職員はいわゆる特別公務員ですので、公務員が徴収しているということでやらせていただいております。

以上でございます。

(山口委員)

別に会社辞めた人も同じような形で雇えばいいわけでしょう。つまり身分の問題であればその身分にすればいいんだと。だから、どうして皆さんのOBなのかと、OBでないといけない理由はありますか。例えばほかの退職された方とか、ほかの会社におった人とか、そういう方をそういう職員として採用すればいいのではないですか。こういう趣旨です。

(所管課)

警察OBが3名と市OBが2名、それとそれ以外が1名なので計6名です。路上喫煙等対策事業、指導啓発ということなのですが、23年度から過料徴収を実施しておりますが、平成22年度は指導啓発だけでした。指導啓発、たばこ吸ったらだめですよ、やめてくださいよというだけと皆さん方、そういうふうに思っておられると思いますが、これなかなか結構手ごわい仕事でございまして吸っておられる方からいろいろな罵詈雑言、罵声も浴びせられます。その中でその趣旨を説明しながらやると、なおかつ、平成23年4月からは過料徴収をすると、そういった中で過料徴収を始めたということもあって、なお一層の対応が必要と迫られるということでした。

警察職員を雇用しているという1つの理由は、やはり従来警察官として培った市民対応という部分についてのノウハウを活用させていただきたいと、市職員もやはり窓口業務とかそういうこともあり、そのノウハウを生かしてやっていくというようなことを考えて採用しております。以上でございます。

(司会)

話は、審査員の方、ついていけていますか。特に補足なければ、要は過料という罰金によく似たものを、それを取るのには公務員でなければだめだと。民間の人に委託してやってもらうのはだめだから、役所が雇用して再任用、再雇用というのはそういうこと。一応役所が雇って、一応公務員という身分にしないと罰金は取れませんよと。ただ、ここで議論があるのは別にそれはOBの人でなくても、民間で例えば警備の経験とかがある人をこれに雇えばいけるのではないかと議論なのですけども、説明の方は、そういう人はいろいろノウハウ持っているから、ノウハウや経験があるからそのOBでないのだめだと、おそらくそういう御回答だったと思います。

(山口委員)

これは常に出てくる問題なんですけど、つまり巡視をして指導して場合によっては過料徴収するという、そのやり方については採用した職員にきっちり指導してやれば、どんな職員でも、例えば1週間なり1カ月なりやれば本来は習得できるはずですよ。ですから、今おっしゃったようなこととすれば過料の徴収しなければいけないのは、すべて元警察官、警察官といってもどういう立場にいた人なのか、例えば刑事をやっている捜査をやっていたのか。捜査をやっていた人が果たして過料徴収に長けているか、それはいろんなことがあると思いますので、それは1つの、つまり再雇用で、あそこで4名のうちの例えば平成22年の再雇用が2名で735万4,000円ということは1人大体370万以上払っているわけですよ。再任用には720万だったなら360万払っているということは、大体向こうでもそうですが、大体そういう再

雇用、再任用でして360万余りを払うということなので、それだったら例えば今先ほども就職せえへんというのがまさに出てきていましたが、25歳で失職している若い人をそれこそ月20万で雇ってあげれば年間240万で雇って、しかも一生懸命でやれよと言って指導すれば若い人ですから1カ月もやればやれるんじゃないかということなので、そういう検討をなぜしないんですかということが一番の質問の趣旨なのですがね。

ですから、警察官、あるいは市職員で窓口をやっていたというけど、市職員で窓口でやっておられたと、窓口業務を例えば30年やって定年退職された方、その人が本当に過料徴収に長けているのですか。それは違うでしょう。それはやっぱり過料徴収はどんな手続でやるかときちっと指導して勉強して初めてやれるわけですよ。つまり駐車違反の、あれは民間委託しましたけど、駐車違反のあれと同じでやろうと思えばやれる。ですから、そこはもう少しオープンにしてOBばかりではなくて一般公募して、もっと、別に安く使えということは言いませんが、例えば25歳とか30歳で若い人で職のない人でも一生懸命やりたいという人がいれば雇ってあげるというふうにしたらどうなのかなという意見です。

(司会)

繰り返しにならないように、今の本当にきちっと答えてください。

(所管課)

趣旨は理解できましたが、ただ、雇用問題ということにつきましては、当課だけの判断ということもできないし、人事とかそういう方面との調整協議も必要になってきますので、ここでは今はっきりというお答えはできないということでございます。

我々としては、やはり今おっしゃっていたように警察でもいろんな畑があるのでどうだというのはあるかとは思いますが、警察官、うちの入っている警察官はいろいろな畑を踏んできていらっしゃる方ですので、そういうところ辺のノウハウを生かしていきたいというのは考えとしてはあります。

以上でございます。

(富森委員)

余り1つだけの話ですとちょっと審査の方も難しいですので、ちょっと話題変えますけど、178ページの予算を見ますと、総コストのところを見ていただくとわかりますけど、21年度は955万6,000円ですか。それから2,000万になって、3,300万になって、24年度の予算、予算上はということですから3,900万に今なっているのですね。きれいな右肩上がりです。事業としては拡大の方向で来ているということなのですね。

一方、183ページの一番上の成果を見ると、禁止区域に指定して、路上喫煙率は太い枠の中にありますように1.16%が0.27になって0.21になって非常に効果が上がっているわけですよ、これ。上がっていると言っていいのですよね、結果として。4分の1から5分の1に減ってきているとか。効果も出てきて路上喫煙率が減っているにもかかわらず、同じ額以上のお金をかけてさらにもっとここを徹底しようというのですね。ちょっとやり方がよく理解できない。効果が上がって、一定あって、路上喫煙が減ったのであれば今までと同じ金をかけなくてもこの数字をあとあと維持できるのではないかと思いますし、もう少しコストを減らした中でこれをやりましょうというんだったら別に。もしくは、費用を余分にかけますよ。そのかわり、今の堺駅前から堺東駅前だけじゃなくて、別のターミナルでさらに禁止区域を設けて、効果が上がるので禁止区域を設けてさらに別の地域でも同じ取り組みをやりますというんだったら、事業予算を多少増やして取り組みを強化するという方向で理解はできます。

同じところで同じ額以上の額をかけてやるということはどうしてもやっぱり理解できないんで、これは多分、市民の皆さん、今の説明でおわかりいただければ、縮小と確実に書くと思うんです。これ、路上喫煙禁止区域を今の予定ではふやさないということになって啓発活動をほかのところでもやりますよという話ですが、啓発活動自体はほとんど効果がなかったと、最初おっしゃってましたんで、単なる啓発活動だけですと余り効果がなくて、禁止にして過料を取るようにして、それでようやく大きな効果が出てくるというのが過去の実績もあるわけですから、そういうふうにはされませんかというふうに御提案したいんですが、そこはいかがなのでしょう。

(所管課)

先ほども説明の中で申し上げましたけど今、検討委員さんがおっしゃったように、将来的に地域での拡大、拡張というのも検討課題ということは当然承知しております。ただ、効果が上がっているというものの、やはり上がったり下がったり、路上喫煙率のそういう状況がある。それと、今回、このシートにはわかりやすくするために年度ごと1回しか喫煙率を載せておりませんが、実際、昨年、我々の手で行ったものを入れると2回、全部で3回行っております。そ

のときは下がっておりましたが、年度末に行ったときには上がっている。それと、巡視員がいるところといないところでの効果が違うということもあります。それは検討委員さんがおっしゃっていたことですが、今下がった状態がある一定の状態では定着したところで、やはりそれも考えていく必要があるというのは十分承知しているところですが、まだ、過料徴収を始めて1年と3カ月ですので、この状態がある一定で定着したら検討委員さんのおっしゃっているような方向性に進める必要があるのかなとは思っておりますけれども、今のところはもうしばらく、ここで踏ん張って、それ以外については、啓発を主として進めていきたいと考えております。

(富森委員)

非常に効果が上がってよく頑張ったなあと思いましたが、実は効果が上がっているとも上がっていないとも言えないという御回答なのですかね、今の話。非常に残念な御回答です。上がっているものだと思って議論を皆さんもしようと思っていたら、実は月によっては上がってなかったりするからよくわからないのだという、議論の前提が覆ってしまうので、そこはやっぱりしっかりと、出し方をしっかり考えて出していただかないといけないと思いますし、この地域だけにこだわる必要はないと思うのですよね。啓発活動を強化すべきということをアンケートにも書いていますが、多数の方がアンケートに答えてらっしゃいます。それは、同じ区の堺と堺東間だけを強化しなさいと言っているのでは必ずしもないと思います。堺市全体として路上喫煙を減らしていくことを強化すべきだと、市民の皆さんは考えているんじゃないかと思うので、より広い場所で効果が上がるやり方をやっていくべきではないかなというふうに私は思います。

(所管課)

説明不足で誤解を招きましたが、数字で見てもらえれば上がり下がりというのはわずか零コンマ数ポイントの話で、そのことを申し上げたので、効果自体は上がっているということを前提に検討していただければ結構だと思います。失礼しました。以上でございます。

(下村委員)

今日の最初におっしゃったポイントの効果の検証と協働についてというところなんですけれども、より効果を高めるために協働が多分必要だというお考えだったのではないかなと思うのですが、このところでこれは意見になるのかもしれないのですが、例えば事業の背景のところに書かれている、平成21年に「堺市安心・安全・快適な市民協働のまちづくり条例」を施行し、翌年路上喫煙等禁止区域を指定したということになっているのですが、すいません、ちょっと外れるかもしれませんが、このところの市民協働のまちづくり条例というのは美化条例みたいなものの延長線上につくられたということなのですかね。

(所管課)

美化条例は美化の関係ばかり入っているのですが、安全・安心のこちらのほうは総合条例でございまして、いろいろな内容のものが入っています。自転車の放置禁止とかそういうふうなものが入っております、そういう中で喫煙のことも入っているということです。

(下村委員)

わかりました。ありがとうございます。じゃあそれは置いて、わかりましたから。ごちゃごちゃとよくいっぱい入っているやつありますよね。あれですね。わかりました。そのときに、市民協働の可能性があると書かれているのですが、過料徴収までなされているので多分協働を越えて、条例でも制定されているわけですから、例えばその地域の、本当だったら事業者さんとか住民の皆さんと、例えば地域協定であるとか企業との協定であるとかを結びつつ評価していくというのがとても効果的なんじゃないかなあと思うのです。そういうふうなことをすると、一生懸命、今周知徹底をされて知ってもらおうということでもかなりの努力をされていると思うのですが、まず地域で話し合わなければならないことになるので、少なくともその地域の人にとってのものすごく、反対賛成も含めていろんな意見が出て、周知徹底ができるんですよ。その上で施策を進められると、さらに効果があるのかなというふうに思います。どうしても上で決められて降ってかかってきたものに対しては、なかなかすんなりとできないという方もおられますので、まずは本当だったら、そこでそれが必要なんだということになったら徹底したコンセンサスをとるためのプロセスと、そこでの共通認識みたいな、ご調整していくような、そういうやり方、手法をこの場所に限らず、これからやっていけないといけないという認識をお持ちのようなので、ぜひ御検討されるべきかと。そのほうが

効果は上がるというふうに思います。
ここではそのプロセス、民主的なプロセスは踏まなかったんですね。

(所管課)

ここではやるといっても、やはり、委員さんがおっしゃっていたように、地域という話がありますので、地域であれば自治会単位という形になってきますけれども、この地域は3校区ございまして、榎校区、熊野校区、市小学校区と3校区あります。その校区の中に対してこういうことを考えているということを申し上げて、進めてきています。
ただ、今委員さんがおっしゃっていたようなことは、大変重要なことですが、難しい内容でもありますので、将来的にそういうふうに進めていきたいと思っているものの、ちょっと難しいなというのは正直なところで、今のところは、まず重点的にここをシンボリックなところとして進めて、もっとどんどん落として、委員さんがおっしゃっているような形で進められればとは思っていたところではあります。

(下村委員)

地域限定でコンセンサスをとっていくというか、共通認識を持ってもらうのが難しければ、本当に徹底して堺の駅前をどうするのだと。今のままでポイ捨てがある、たばこを吸っていて子どもたちが危険だと思ってしまうようなこともある。これでいいのかみたいなのをもっと市全体の住民の市民の問題として掲げて徹底討論もするとか、そういうふうなやり方が多分民主的なプロセスなのだと思うんですね。そのほうが遠いように見えて実は早く効果が上がる方法かなと思うのと、同時にやっぱり住民がエンパワーメントという意味でも高くなると思うんですよ。
どうしても行政の人たちは、市民と向き合うと何かガーッと一方的に文句言われるから怖いなあとか、それに対して100%で完璧に答えなくちゃみたいなどころですごく怖がられる面もあるとは思いますが、そこは本当に民主主義の第一歩のプロセスなので、もう取っ払ってしまっただけ本音で話し合えるような、そういうふうな空間を1回つくってみるというのも一つの手かなというふうに思います。難しいですかね。

(司会)

いろいろ意見が出ているのですが、審査員の方はこの事業を拡充というなら、もしも御意見をお持ちのときに2つの方向があると。1つは今やっている地域についてもっと厳しくびしびし取り締まって違反ゼロになるぐらいまでやるべきだという意味での拡充もあれば、このところは一定の成果でがくと落ちているのだからいいと。それよりもむしろ富森委員がおっしゃったようにほかの地域にもっと広げてほしいんだと、その2つの異なる拡充があると思うんですけども。先ほどの横のほかの地域でもっとそういうニーズのあるところに広げるということについては、当面まずここをやってからでないといけないということだったと思うんですけども、そここのところはなぜできないのかというのが、まだちょっと私たち自身がよく理解できていませんし、審査員の方も判断する材料がないんだと思うんです。
ここで今、かなりの日数を巡回しているのですよね。300日ぐらい巡回しているのですよね。そんな月に1回取り締まればいいじゃないかと、いつ行くかわからなければそれで結構萎縮効果がありますから。30日行く分、30カ所行けばいいじゃないかと、そういう考え方もあると思いますので、そういう考え方も含めてほかの地域に広げられない理由は何なのかというのをちょっと情報提供していただければと思うのですけど。

(所管課)

広げられない理由ということではありませんが、まずやはり最初にこのエリアをと、このように言っていた堺東周辺ですね。特に市長が定める場所ということで、このエリアを選んだというのは、やはり堺市、田舎のまちではございますけれども、堺東駅周辺、それから堺駅というところは、通行量の人の多いところであるということ、すなわち喫煙率も多いということでもあります。
それと、堺東、堺駅という駅を挟んで大小路という堺市としてはシンボリックロードという形になっておりますけれども、そういったところでまずは始めて、そこで成果を上げ、それを全市的に広報していく。上がった成果が一定のところ、それをどこまで持っていくのか、それからいつまでやるのかという問題もございまして、そういう一定の成果を上げ、定着したところで、今おっしゃっていたような形で検討していくということで、全く横に広げないとも広げるともいうことではなくて、それは検討課題ということで我々がずっと思っていることではございます。

(富森委員)

一定の成果というのを、ここに提示いただいている分はもう一定の成果が出ているというふうに判断してもいいのではないかと思います。この黄色いペーパーを見ると、これ禁止区域というのは市長が決めることができるのでしょうか。議会とかそういう面倒な手続じゃなくて。市長がここにしましょうと言って決まるのだとしたら、今言ったように何カ所、別に、30カ所に一日一回りしましょうとか言いませんから、もう数カ所増やしてやっていくのが、私は増やす予算をとる理由として、理由づけとしてそのほうが御理解されやすいのではないのでしょうかという。私は予算確保の方便として御提案差し上げているのですが、おいおい考えますじゃなくて、そこを早々に考えますというふうなほうがよろしいのではないかと私は思うのですがね。

(山口委員)

数字の面で、資料4で見ますと185ページですが、巡視体制は年末年始を除く場合、2名1組の3班体制で早出と遅出の1日2組となっていますから、年末年始を除くということになると360日間、毎日4人が回っているのですね。そうすると360かける4で1,440になって、189ページに戻りまして活動指標の平成24年度は目標が592回ですね。私はちょっと数字がどうしても合わないんですが、4人が例えば350日出てれば1,400回になって、6人かける23を引いても、これは130を引きますから、そうすると1,000回以上にならなきゃいけないのが何で592回、よくわからないですけど。

(所管課)

今のお話ですが、1日2組ということです。単純に計算すればおっしゃるとおりですが休暇、有給休暇というのがあります。年間20日あります。6人です。その分だけで、毎日、毎日2組出動できるかという、そういうことでもないのです。中には1日で1班しか回らないということもありますので、そういうところ辺で皆さん方の有給休暇を引いて出動できる体制ということを考えてそういう形にさせていただいています。

(山口委員)

あのね、私、先ほどの人件費のときもそうなのですが、正確に出してもらわないとなかなかこちらわからないでしょう。私が言ったように、4人で、ここにこう書いてあるわけですから、ここに早出、遅出で1日2組、年末年始を除く毎日と書いてあるわけですから、誰が見たって360日×4だったら1,440。ここに書いてあるマイナスは巡視員1人当たりの年間休暇等取得日数23に巡視員をかけた数を引いているわけですから、今おっしゃった数は引かれているわけですよ。そうするとそれが、仮にこれが140引く、そうすると360×4で1,440から140引くと1,300。本来なら1,300あるところが592ということは半分かと。そうすると半分しかできないのかと。そうすると先ほどの人件費がこうですというのは、普通の人件費の倍かと、こういうことになるので、これは正確に出してもらわんと困る、そういうことなんです。

(司会)

資料については、本当にちょっと今回ほかにこんなケースがなかったもので、そこはちょっと時間がありませんので。

(所管課)

すいません、簡単に。1日2班で単純に30日かけたら60です。

(司会)

余りここの数字の話にこだわるのはね。

(所管課)

それで、年間で言うと720です。単純に言えばそうです。そう単純には行かないのですが、以上です。

(山口委員)

じゃあこれ、計算の基礎が違うじゃない、これ。

(所管課)

1日2班360日ですから、720が休暇関係なしで、 $720 - 6 \times 23$ で計算させていただいたらこの数字は合っていると思います。

(山口委員)

何で6になるのですか。

(所管課)

出動回数で、2人1組で。

(司会)

ちょっと私もまだ理解できていません。細かい数字の話ですので。それよりもちょっと議論を進めたいと思いますから。

寺田委員。

(寺田委員)

先ほどの説明をお聞きしていると、委託費の項なのですが、これ各年ごとに調査だけなんですけど、予算で400、3倍近くというか2倍以上いっているのですが、これ何かほかに委託料としてする事業はあるのですか。年ごとの単なる調査だったらここをもっと削減ということ、説明ちょっとお願いします。

(所管課)

委託は、調査委託以外に大小路筋の街路灯にいわゆるバナーという、つり幕、禁止区域ですよと示すものをつけておりました。その取り付け取り外しが若干入っております。それ、1回当たり8万4,000円かかりますけれども、1カ月では1回取りつけて1カ月たった後に外す、取り付け取り外しで大体8万4,000円。

調査につきましては先ほども申し上げましたように、大体予算ベースとしての要求は4~5百万、積算で上がっているのを要求しておりますが、実際に発注するときは入札しますので、その落札差が出てきているということでございます。

それと、23年度と24年度は決算額というのと予算額ということで差が出ております。

以上でございます。

(寺田委員)

すいません、ちょっと聞き間違っていたので。今のつり広告とかが上のほうに入れている、そう聞いたような感じがしたので。ごめんなさい。それで結構です。

(司会)

ちょっと時間がもう予定の時間になっておまして、途中ちょっと資料のいろんなこともあってなかなかあれなのですけども、ちょっと議論として消化不良なところ、検討委員の先生方にあるかもわからんで申しわけないのですけれども。

条例で定まった事業ですので、やるということについて大きな方向というのは市としてきっちりあるわけで、これをどのようにやっていくのかというのが1つのポイントだったと。今やっている事業そのものも、もっと人件費の問題とか委託の調査の問題とか、もっと見直す必要があるんじゃないかという指摘もあって、そこのところはちょっと議論が不足していますけれども、審査員の方は今の議論の範囲の中である程度浮かび上がったような論点で御判断いただきたいと思えますし、また事業そのものはいいんだけど、もっと広げたらどうかというふうな御意見も出ていまして、それはおそらく住民の方もそういう御意見をお持ちの方が多いんじゃないかと思うのですけれども、そこのところはちょっとなぜできないのか、私自身も理由は聞いてみたい。なかなかちょっと私自身もすっきりしないところがあるんですが、とりあえずここできっちり成果を出さないとだめということなのですけども、そこら辺のところはこの議論を踏まえて御判断いただければと思います。

あと、これがもともと事務局のほうで市民協働のあり方なんかも検討してくれということだったと思うのです。下村委員のほうからの御提案というのは、こういう権力的な罰金を取るような、こういう事業の市民協働のあり方というのは普通のものとはちょっと違って、むしろ地域でこういうことをやるからということで、賛否両論あるので一緒に議論することで盛り上がっていくという、そういうやり方があるのではないかと、これはある意味非常におもしろい御提案をしていただいているのだらうと思うのですけれども、そこのところも含めて自由意見のところ返す意見とかあれば、それ以外にも市民協働のあり方というのはあると思えますので、むしろ何かあればお書きいただければと思います。

そういったところが今の整理かなと思うのですけれども、ちょっと雑駁なのですけれども、私が整理するよりも、今の話を審査員の方がお聞きになって、私はこう思った、こう聞いた、あ

るいは私はこう考えるという、そういうことで審査していただければと思います。再度でありますけども、先ほどの審査シート、同じ要領で御記入いただきまして、大体5分間で御記入いただければと存じます。よろしくお願ひします。

(山口委員)

ちょっといいですか、最後に1つ。

(司会)

どうぞ。

(山口委員)

どうしても数字がはっきりわからないので端的に申し上げますが、巡視員の方、1人年間何日出勤されていますか、平均で。

(所管課)

平均で240日くらいでございます。

(山口委員)

ということは365のうち240日出勤ということは125が休みと、こういうことですね。毎月10日休みということですね。

(司会)

山口先生の御指摘は非常に非効率なことになっているのではないかとございませうか。

(山口委員)

これを見ますとほとんどが人件費なんですよ、この事業費。人件費が大きな割合を、8割近く人件費が占めていると。8割以上かもしれません。そういう事業の仕分けをするときにその人件費が適切なのかどうかを見ないと、そもそもこの事業が適切なのかどうか分からない。ところが、じゃあ1人の方が年間何日出勤されておられて、その人の単価が1日当たり幾らですよというふうなことがわからなければ、この事業が適正なのかどうかを我々は判断しようがない。しかも、ここに書いてある、先ほど言った目標日数は年間の全出勤回数マイナス巡視員数かける23、巡視員1人当たりの年間休暇等取得日数というのだけど、先ほど言ったように年間の全出勤回数というのは2人1組のことを言っているのだったら、1人欠けるともう1人は来られないということになりますし、3組で2組体制だったら3日に2日出ればよいということになります。必ず週2日以上のお休みが出るんですね。これは計算が明らかなので。そうしますと、私が言いたいのは、巡視員の方が年間実働何日で、その人は今、例えば今言ったように240日で360万を払っているという、それがいいのかという、そういう話をしないとどうしようもないかと、こういうことです。そういうこともきちっと出していただかないと具体的な審査ができない。こういうふうには人件費割合が非常に高い事業については審査できないかと、こういうことです。

(司会)

ちょっと私も司会としてそこまでの、先生のおっしゃる趣旨はよくわかります。本当にこれをきちんと精査しようと思ったらそういったところから解きほぐしていく必要があったんだろうなと思ひまして、若干今ちょっと進行について私自身も反省があるんですけども、資料のほうも事前説明会があったのですけれども、そこらも含めてもう少し検討の余地があったのかなと思ひます。

ただ、審査についてはそこら辺のところは、もしも今の説明できちんと御説明できるのであれば言っただければと思ひますし、それは数字の話でできないということであれば今のような状態で審査員の方がどのように感じておられるかということですね。ちょっと若干事実関係が不明なところがあるかも知れませんが、御判断いただひかないのかなというように思ひますので、一言どうぞ。

(所管課)

基本的に最初に申し上げるべきだったんですが、巡視員ですけれども、一応週5日勤務ということで勤務日数については、我々と同じ勤務日数ということになっております。これだけはちょっと念頭に置いていただひたいと思ひております。

以上でございます。

(司会)

かえって何かややこしいと思って。週5日だと単にさっきの日数に合わないのではないですか。余計ちょっとわかりにくくなっています。

(所管課)

3班がありますので、ローテーションを組んでおりますので、ですから当然6名が1日丸々出るというわけではなく、4名が2人ずつ、早出と遅出で出ています。それで土、日も週5日勤務ですから当然、土、日が出ないと、もしくは土、日に出れば、ほかの日は出ない、2日間は出ないというふうな形になります。年末年始を除く全日を回るということになります。

(司会)

私自身が理解できませんで、審査員の方が理解されたかどうかちょっとわかりませんが、その範囲でお答えいただくしかないと思います。よろしくお願いします。

<審査シート記入>

(司会)

そうしましたら、もうお書きいただいた方、審査員の方でこの際、御意見、コメント等ございましたら、ぜひ。よろしいでしょうか。

(審査員)

全くこれ、たばこの吸い殻という問題で、これだけの経費をかけてこれだけが行政として動かなければいけないというのは、何かまことにこれ、個人個人のその人のモラルで、ポンと捨てるだけでこれだけの経費が出て、いろいろせないかんというのは何とおかしな話だと思います。そうしたらいっそのこと、1,000円という過料は何か基準で決めているのですか。いっそ意見として言いますが、これ5,000円ぐらいに上げたらどうでしょうか。駐車料金のあれで、料金と同じで、あのくらいにするとさすがに駐車はなくなりましたわ。だからこれも思い切り5,000円ぐらいの過料を取って、捨てる大変なことになるということを吸っている人によく自覚してもらわないといけないと思いますわ。

多分、皆さんが見て回った後にまたそこを通るとまた落ちていると思いますわ。全く私たちごっこじゃないかなあと思うのですが、この吸い殻の件については。私のところの家の前も必ず駐車場に車をとめている人は、毎朝たばこの吸い殻2つ3つ捨てて出かけるんですわ。根気ようにそれを黙って掃除していたら半年でなくなる、しなくなりましたわ。さすがに気がついたのでしょうか。誰かやってくれているというのが。だからそれみたいに根気ようにやるつもりでしたらいいですけど、そうでなければたばこの吸い殻、もし皆さんがたばこをお吸いになるとは思いますけど、実際においしいのですかね、あれ。私はたばこがだめ、昔特に若いときから全く吸いませんのでおいしいかどうか分かりませんが、できたらおいしいのだったら全部吸ってしまっかすのないように何で吸ってしまわないかなあと思うんですけどね。フィルターも食べられるようなフィルターをつくってもらって、全くかすが出ないような、そうでなければ必ず吸う人は自分でその日数、かすを入れるだけの何か袋でも持って、皆さん首に携帯、つるしていますわね。その袋をつるして、それでそこへ入れるようにするとか。思い切り過料上げてくださいな。そしたらなくなるとは思います。今の半分になるとは思いますわ。これ、捕まえたら必ずそれを取り上げるという、そのくらいの覚悟でないときれいなまちにはなりませんわ。

もう1つは、落としたり、落ちているところを見つけたら、そのおうちの人は黙って掃除するか、幾ら経費かけてやっても同じですわ。おそらく全くなくなるということはないと思いますわ。たばこ吸っている人が外で吸うということは、それをやめない限り必ず出ます。だから、そこを根本的に考えてもらわないと、きれいなまちというのはなかなか難しいと思います。

(司会)

ありがとうございました。ほか。

(審査員)

私もたばこは吸うのですが、今言われたように携帯入れは持っています。外出ていくときは持っていないようにしていますが。それとは別に、今、堺東のほうをちょっと回ってきたのですが、ポイントがあると思うのですよね。例えばバスの回りの椅子とか、そこはどうか、喫煙したらだめよという看板がないんですよ。景観もあるかもわからないのですが、

実際歩いてみて、ここで吸ってもいいのかな、いかんのかなという感じを受けました。要するにそういう部分の、ここで吸ったらいかんよという、何か不足やないかなあという、確かにのぼりもあるし、道路の中にもあるし、だけどあれはちょっとよそから来たらわかりにくいと思いますわ。ポイントポイントに景観の部分もあるんやけど、やっぱりそういう吸ってはだめよという文をつければ、やっぱり知らんと吸う人もかなりおると思うんですよ、現状は、知らんと。だから、ちょっと僕は分からないんとちゃうかなあという、そういう感じをちょっと受けましたので、一応申し上げます。

(司会)

ありがとうございました。審査結果のほうがまとまりましたので御報告させていただきたいと存じます。

今後の方向性	事業の方向性	拡充		5 (2)	2	2
		現状維持		1		
		縮小		6 (3)		
		廃止				
			ゼロ	縮小	現状維持	拡大
		公金投入の方向性 (人件費含む)				

左：審査員 (右：検討委員)

事業の方向性、これ縦のほうでございますが、拡充というのが9件で現状維持が1件、縮小が6件でございます。公金投入の方向性につきましては、拡大が2、現状維持が2、縮小が12件でございます。もうこの数字はかなりはっきりした傾向、特に公金投入、縮小12件というのは、縮小というのは縦に5足す1足す6で12件なのですけれども、ここまではっきり縮小という意見というのは、この全体の事業の中でもかなり珍しいぐらいかなと思います。

ただ、逆に事業の方向性については、縮小6というのと拡大9というのがほぼ均衡で現状維持というのがむしろ例外的に1というのが、むしろこんなケースも結構珍しくて、普通現状維持が一番多くて上下に少しずつ振れるぐらいなんですけれども、これは拡大、拡充というのと縮小というものの両極端に分かれているという意味で非常におもしろい結果になっているなという気がいたします。

そういうことですので、おそらくいろんな思いがあってこれが書かれていると思われまので、ちょっと幾つか検討意見で書かれたものについて御紹介させていただきたいと思うのですけれども。まず、事業の方向性について拡充という意見が9件あるのですけれども、読んでみます。紹介してよろしいのですか。どこを堺東の喫煙率、一定の基準にするか明確にさせていただきたい。その上で各地域をローテーションで巡視する方向で動いてほしい。巡視員の強化を徹底的にする。今後の効果の成果では予算が多過ぎる。予算の組み方が親方日の丸的である。この予算の組み方、市民としてはゼロに近いと。ポイント場所に看板がない。あるいは毎日巡視する必要がない。委託調査の回数も見直しも必要だ。これは事業拡充なのですよ。提案は縮小になっているのですけど、事業拡充と。巡視の拡大なども考えてほしい、人件費の見直しなどで巡視の拡大を見直してほしい。他地域にも広げたほうがよい。違うゾーンにも目を向けてほしい。広く目が行き渡る周知をしてほしい。エリアを広げてほしい。禁止区域を拡大する気であるというふうな意見。

やはりこの場に出ていたようなところが、拡充の方向では幾つかありますが、事業の方向性で縮小という意見なのですけれども、費用対効果が評価しにくい、部分地区になっていると思うので、小学校周辺通学路も実施するなど、他地域でも積極的に進めてほしい。ちょっと縮小といいながら同じような傾向の書かれた意見が出ています。

何でごみ捨てに関してほとんど触れられないのか。ちょっと済みません。これは私も意味がちょっとよく理解できないのですが。巡視員がすごく優遇されているように思う。もっと経緯も踏まえて明確に提示してほしい、堺東駅のほかの場所にも広げてほしいみたいな意見ですね。

すいません、ちょっとアトランダムに読んでいたので趣旨があれなのですけれども、同じような傾向かなと思います。全て紹介し切れませんし、このところにつきましては後で参考させていただきたいと思うのですけれども、非常に、条例、これも私の意見になってしまいますけれ

ども、基本的にたばこのポイ捨てというのが最後に審査員の方から意見があったように、基本的なマナーに属することだろうと思います。たばこを吸われない方にとってはほとんど関心のないことやし、また禁止されている区域というのも、一部だけでそれ以外のところは吸ってもいい、あるいはポイ捨てしても道德の問題は別にして、いいわけですので、ですよ。そうじゃないのですか。

(所管課)

いわゆる禁止区域という過料徴収の場所は、堺東から堺駅間です。ポイ捨てにつきましては、これは条例で全市域禁止になっています。もともとポイ捨て自体が軽犯罪法にかかるものから。喫煙につきましては、全市域の公共の場では極力やめるように努力してください、というのが条例の趣旨でございます。過料徴収はこの地域だけです。

(司会)

この地域だけですか。どうも失礼しました。申しわけありません。
ただ、申し上げたかったのは基本的には個人の道德に訴えて規律すべきようなものを、過料とか罰金で取り締まるということは非常に注意してやらないと、目的と手段が、手段が強過ぎてかえって目的以上に強くなっちゃうと、どんないい法律でも悪い法律になるというケースがよくありますので、どこまで徹底的に堺東でこれを取り締まらなければ納得されないのかなというのは個人的にはちょっと思いました。
それよりも、もっと住民の生活環境を改善するということですので、ここで議論があったように、ほかの地域でそういう違反行為がないような、そういうことにするというのも1つの方向なのだろうなと思います。この結果についてはまた見ていただいてよく分析していただきたいと思えます。
それと、最後に司会者としてちょっと残念だったのは資料の点で、これは司会も不備だったんですけれども、資料のデータの問題でかなり時間をとってしまったと。そこら辺のところは、説明者の方の責任の部分があるのかなのかということはあると思うのですけれども、そこら辺のところは来年もしもこういうことがあれば、まあよく気をつけていただければなというような気はしております。
若干独断的なまとめに入ってしまったって恐縮なのですが、まだ少し時間がありますので、私のような意見を補うような意味でも、審査員の方でも検討委員の方でも御自由にこの結果も踏まえて御発言いただければと思います。いかがでしょう。はい、どうぞ。

(審査員)

いわゆる今、堺東周辺という形だけですけどね、いわゆる各駅の通路なんかは表示してある、余り大きいので表示してないけど、基本的にたばこを吸うたらあかんようになってる。いわゆる陸橋部分のとことか、そのあたりで、ほかの場所も巡視というか、一遍見回ってほしいなあと思えます。

(司会)

実際、市民の方の声として私自身はよく納得できる御意見だろうと思っております。

(山口委員)

大変厳しい意見を言って参りましたので、最後に一言なのですが、事業仕分けをするということは何もバッシングするわけではなくてよりよい堺市のために我々も頑張ると、こういう趣旨でございますので、その点で資料を作成するときに、私は弁護士の立場としていつもアソシエートとかに言うのですが、読む人の立場に立ってわかるように書けよと。ですから、市の職員の方は全部わかっていますから、自分でタツと書いたって全部わかる。当然、周りの方もわかるのですが。我々もある程度の知識はありますからわかりますが、一般の市民の方から見たときに、つまり市の方が自分の奥さんとかお子さんとか、そういう方にパッと見せたときにわかるか、わかるようなものをやっぱり資料にして出していただきたい。
だから、人件費というのだったらじゃあどういふ人に幾らお金を払っているのですかということがわかるのが人件費ですから、それがあっちに計上されていたり、こっちに計上されていたりしていたら、それはわからないわけですよ。やはり来年、もしこういうことをやるのであれば、一般の人が見てわかるようにできるだけ詳しく内容を書いて、なぜ自分たちがこの事業を一生懸命やっているのかということと訴えるという、つまり、審査されるから何とか守ろうというのではなくて、何とか訴えて自分たちのことをわかってもらおうという、そういう形で作っていただきたいというのが私の希望です。

(富森委員)

結果、今、そのコメントも含めて、市民の多くの皆様は事業の意義は多分認めてらっしゃるんだと思うんですね。この事業が有益だと認めてらっしゃいますし、地域拡大して積極的にやってほしいというふうな御意見が多かったと思うんですね。その上で縮小がこれだけつくということは、お金の使い方の方向性、そこがやっぱり、そこだけちょっと問題点ねというか、検討の余地があるねという話なので。事業そのものは非常にいいことなので、その市民の皆さんの意見を受けとめていただいて、しっかりと進めていただきたい。ぜひ、積極的に進めていただきたいというふうに思いますんで、それだけ最後に私はお願いしたいと思います。

(寺田委員)

具体的にわかりやすい説明という中でいつでも気になるんですが、包括的概念ですね。人件費にしてもそうだし、委託料としてもそうですね。大体出てくる経費がああいう概念で出てきて、結局質問の段階でこれを出してくるというたら、もうちょっとわかりやすくこういう費用とこういう費用とこういう費用でこれ何ぼといった場合はそのままやるとか、いつでもそう思います。その点、わかりやすい費用ということで具体的にできるだけ書いてほしいということをちょっとお願いしたいと思います。

(下村委員)

ぜひ、本当に自分たちのアイデアだけではなくて、住民の皆さん達からどうやったらシンボリックな事業が広がりますかというあたりを問われて、もっとたくさんの知恵をいただかれてはどうかというふうに思います。今のままでは、どうしても限定的に限られた人の中で考えて、人を出して注意して回るしかないみたいな、そういうようなところに陥りがちになっているのかなと思います。もう少し多様な意見を反映できるような施策にしていいただければと思います。

(司会)

せっかくですので、金川先生も。

(金川委員)

本当に皆さんがおっしゃられたとおりで、多分、事業内容自体が非常にいいことをやってらっしゃるのでね、この方向性に進んだらという、何か担当課さんの方で、ある一定の方向性が決まっちゃっているような気がするんですね、お話を聞いていると。なので、右肩上がりに予算がどんどん上がっていくというのもある意味正しいというか、気にならなくなっちゃうのだと思うんですよ。

今回も本当に検討委員さんとか審査員さんからの意見をいただいて、いろんな考え方があるんだと、先ほどの市民協働であるとか、罰則をかけるだけじゃなくともう少し柔軟なやり方があるとか、あるいは人件費の問題とかでいろんな角度から切り込まれましたので、その部分で指摘されてまずいなというわけではなくて、ぜひ今後に生かしていただきたいと思います。

(司会)

ありがとうございます。

最後にもう一言だけ。ここでの事務局からのリクエストや市民協働の効果的な啓発活動ということで、その点については十分に、下村委員から非常に印象的な御提案があったんですけども、それが余りちょっとできなかったのが残念ではございますけれども。その点についても、今後よく御検討いただきましたらありがたいと思っております。

すいません。それでは時間となりましたので、これで路上喫煙等対策事業の審査を終了したいと思います。と存じます。

本日の審査は以上となります。どうもありがとうございました。